

岡山県みどりの食料システム戦略基本計画

新旧対照表

※下線：変更した箇所

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>岡山県みどりの食料システム戦略基本計画</b></p> <p style="text-align: center;">令和5（2023）年3月17日 <u>制定</u> 令和7（2025）年 月 日 <u>変更</u></p> <p style="text-align: center;">岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市 備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市 美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町 矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町 西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4（2022）年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。</p> <p><b>1 岡山県農林水産業の概要</b> 省略</p> <p><b>2 環境保全型農林水産業への取組</b> 省略</p> <p><b>3 基本計画策定の背景</b> 省略</p> <p><b>4 基本計画の内容</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>岡山県みどりの食料システム戦略基本計画</b></p> <p style="text-align: center;">令和5（2023）年3月17日</p> <p style="text-align: center;">岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市 備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市 美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町 矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町 西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4（2022）年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。</p> <p><b>1 岡山県農林水産業の概要</b> 省略</p> <p><b>2 環境保全型農林水産業への取組</b> 省略</p> <p><b>3 基本計画策定の背景</b> 省略</p> <p><b>4 基本計画の内容</b></p>

<p>(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標 省略</p> <p>(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 省略</p> <p>ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動（1号活動） 省略</p> <p>イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動） 各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。 また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施され<u>ている</u>こと。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。  ※別紙3「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」参照</p> <p>ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動） 省略</p> <p>エ その他の環境負荷低減に資する事業活動 <u>(3号活動)</u> 省略</p>	<p>(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標 省略</p> <p>(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 省略</p> <p>ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動（1号活動） 省略</p> <p>イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動） 各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。 また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施され、<u>新たな技術の導入が1つ以上ある</u>こと。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。  ※別紙3「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」参照</p> <p>ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動） 省略</p> <p>エ その他の環境負荷低減に資する事業活動 <b>新設</b> 省略</p>
---	--

(3) 特定区域を定めるにあつては、次に掲げる事項

別紙のとおり

(4) ~ (6)

省略

5 本計画を作成するに当たり参考とした計画

省略

別紙

### 特定区域の計画（真庭市）

#### 1 特定区域の区域

(1) 区域

真庭市全域

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

真庭市は岡山県の北部に位置し、市域の約 80%が山林、約 7%が農地である。農業については北部では酪農が盛んであり、約 1,500 頭のジャージー牛が飼育され、一産地として日本一の飼育頭数を誇る。また、中南部ではピオーネなどのぶどう栽培のほか、水稻・野菜の栽培も盛んに行われている。また、市域の 8 割を占める森林資源を活かした林業・木材産業も盛んであり、木質バイオマス発電やCLT（直交集成板）の生産など木を活かし切る取組を行っている。

(3) 特定区域を定めるにあつては、次に掲げる事項

特定区域の設定なし

(4) ~ (6)

省略

5 本計画を作成するに当たり参考とした計画

省略

新設

<p>こうした状況の下、2014年には生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオ液肥に再資源化する生ごみ等資源化施設（以下「資源化施設」という。）や木質バイオマス発電施設を整備し、「バイオマス産業都市」に、2018年には「SDGs未来都市」、2022年には「脱炭素先行地域」に選定されており、現在も市全域で、資源化施設由来のバイオ液肥を活用して、化学肥料の使用量を低減する環境保全型農業の取組を進めている。</p> <p>今後は、畜産バイオマスのメタンガス発電施設を整備し、発電した電気や同施設由来のバイオ液肥を飼料作物栽培に活用することをモデル的に進め、将来的に市内の畜産農家に広く波及させることを計画している。</p> <p>このように、木質、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥、摘房した果実、家畜排せつ物等の有機資源を市内で循環させ、活かし切るとともに環境負荷低減を図るという活動に市全体で取り組んでいることから、本市全域を特定区域として設定するものである。</p> <p><b>2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</b></p> <p>(1) 活動類型 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動</p> <p>(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容</p> <p>濃縮バイオ液肥（資源化施設由来のバイオ液肥を遠心分離・膜濃縮・電気透析により濃縮させたものをいう。）を環境負荷低減に資する先端的な技術として活用し、水稻、野菜、果樹の栽培において化学肥料の使用量を低減するなど、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む営農活動を推進する。</p> <p>併せて、果樹の剪定枝のバイオ炭としての活用、木質バイオマス発電燃料への供給などの循環型の果樹栽培の実施を推進する。</p>	<p>新設</p>
--	-----------